

堺市国民健康保険料率等の改定に係る 答申がありました

標記のことについて、令和3年1月28日付けで堺市国民健康保険運営協議会から市長に別紙のとおり答申がありました。

今後、本答申を尊重した条例改正案を令和3年第1回市議会（定例会）に提案する予定です。

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：健康福祉局 生活福祉部
国民健康保険課
電 話：072-228-7522
ファックス：072-222-1452

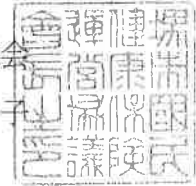


令和3年1月28日

堺市長 永藤 英機 様

堺市国民健康保険運営協議会

会長 宮本 恵



答 申 書

令和3年1月21日付け堺国保第2982号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1 賦課限度額の改定について

- (1) 基礎賦課限度額について、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、630,000円に改定することを了承する。
- (2) 介護納付金賦課限度額について、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、170,000円に改定することを了承する。

2 令和3年度分の国民健康保険料に係る特例について

令和3年度分の国民健康保険料に係る特例について、以下のとおりとすることを了承する。

(1) 基礎賦課額

所得割の料率を1000分の79.6、被保険者均等割の額を23,065円、世帯別平等割の額を26,965円とする。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

賦課割合について、所得割を100分の45.61、被保険者均等割を100分の32.28、世帯別平等割を100分の22.11とする。

(3) 介護納付金賦課額

賦課割合について、所得割を100分の44.57、被保険者均等割を100分の55.43とする。

3 その他

国民健康保険は、安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、平成 30 年度から広域化が実施されたが、一人当たり診療費が高い 70 歳以上の高齢者数が増加するなど、依然として脆弱で不安定な財政基盤となっており、今後も高齢化の更なる進展により保険料負担の増大が懸念されているところである。

さらに、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、被保険者の失業や所得減少等の重大な影響が生じている状況である。

これらを踏まえ、更なる公費投入の拡大や医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること。

また、被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することや、新型コロナウイルス感染症の影響について速やかに対応することを大阪府に対して求めること。

